ロ　当該一団の宅地の造成に係る一団の土地（イの土地区画整理事業の施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が五ヘクタール以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ　当該事業により造成される宅地の分譲が公募の方法により行われるものであること。

第三十四条の二第二項第二十二号の二中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改める。

第三十七条第一項中「第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」を「第四号」に、「令和五年三月三十一日とする。」を「、同年三月三十一日」に、「及び第六号」を「及び第四号」に、「第七号」を「第五号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「除く。以下この表」を「除く。以下この号及び第三号」に、「第六号」を「第四号」に改め、同号の下欄中「第三号まで」を「この号及び次号」に改め、同表の第三号を削り、同表の第四号の下欄中「特定資産」を「土地等、建物、構築物又は機械及び装置」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号を削り、同表の第六号を同表の第四号とし、同表の第七号を同表の第五号とし、同条第三項及び第四項中「第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」を「第四号」に、「令和五年三月三十一日とする。」を「、同年三月三十一日」に改め、同条第十項中「の第六号」を「の第四号」に、「「第六号買換資産」を「「第四号買換資産」」に改め、同項各号中「第六号買換資産」を「第四号買換資産」に改める。

第三十七条の二第二項第一号中「第六号」を「第四号」に改める。

第三十七条の三第三項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第三十七条の四中「第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」を「第四号」に、「令和五年三月三十一日とする。」を「、同年三月三十一日」に改める。

第三十七条の五第二項の表第三十七条第四項の項中「第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」を「第四号」に、「令和五年三月三十一日とする。」を「、同年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十第三項第八号中「その者」の下に「（以下この号において「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人」を加え、「当該株主」を「当該対象者」に改める。

第三十七条の十一の二第一項中「この条から」を削り、「この条に」を「この項及び次項に」に改め、「、特定保有株式（平成二十一年一月四日において特定管理株式等であつた株式で同年一月五日に特定管理口座から払い出されたもののうち同日以後当該株式と同一銘柄の株式の取得及び譲渡をしていないものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、「は当該特定管理株式等、特定保有株式等」に改め、同項第一号中「、特定保有株式」を削り、同条第二項中「この条から」を削る。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「設定された」を「開設された」に改め、同条第四項中「。次条第一項において同じ」を削り、同条第八項ただし書及び第九項ただし書中「これらの者」を「その者」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「で、その者の住民票の写しその他の財務省令で定める書類（同条第二項において「住所等確認書類」という。）の提示又はその者の署名用電子証明書等のうち財務省令で定めるもの（同項において「特定署名用電子証明書等」という。）の送信と併せて行われるもの」を削り、同条第三項中「おいて」を「おいて」に、「より」を「より」に改め、「場合」の下に「又はその年中に行われた対象譲渡等につき特定費用の金額（その者が締結した金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約に基づき当該金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうち当該対象譲渡等に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額でその年十二月三十一日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）において前項第一号イに規定する取得費等の金額の総額並びに同号ロに規定する差益金額及び差損金額の計算上処理された金額に含まれないものをいう。以下この項において同じ。）がある場合」を、「の金額」の下に「又は当該特定費用の金額（当該特定費用の金額が当該源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第三十七条の十一の六第二項中「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削る。

第三十七条の十二の二第九項中「還付」を「還付の手続等」に改める。

第三十七条の十三第一項第三号中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十三の三を次のように改める。

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三の三　個人が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が百分の八十に満たない場合を除く。）における第三十七条の十から前条まで又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該譲渡をした所有株式（当該株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産（当該株式交付親会社の株式を除く。）がある場合には、当該所有株式のうち、当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（当該株式交付親会社の株式の価額を除く。）に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

2　前項の個人が非居住者である場合における同項の規定の適用に関する事項、同項の交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四第五項第一号中「含む。以下この条」を「含む。次項から第十二項まで及び第二十八項から第三十項まで」に改め、同項第三号ロ中「）」の下に「第一号に規定する」を加え、同項第五号ロ及び第七号ロ中「非課税口座開設届出書の」の下に「第一号に規定する」を加え、同条第十三項中「で、その者の住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項」を「を含む。以下同項」に改め、同条第十六項中「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削り、「。以下この条」を「。次項及び第十八項」に改め、同条第二十二項中「。以下この条において同じ」を削り、同項第一号中「これらの者」を「その者」に改め、同条第二十四項中「及び第二十六項」を削り、同条第二十六項中「非課税口座廃止届出書の」の下に「第十六項に規定する」を加える。

第三十七条の十四の二第五項第一号中「設定しよう」を「開設しよう」に、「。以下この条」を「。第十七項から第十九項まで及び第二十六項」に、「設定された」を「開設された」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「設定」を「開設」に改め、同条第八項第一号イ及びロ並びに第二号中「設定した」を「開設した」に改め、同条第十二項中「含む。以下この条」を「含む。次項、第十五項及び第十六項」に改め、同条第二十項中「で、その者の第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類の提示又はその者の同項に規定する特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。以下この条」を「を含む。以下この条」に改め、同条第二十一項中「、その者の第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類の提示又はその者の同項に規定する特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削り、「。以下この条」を「。次項及び第十八項」に改め、同条第二十二項中「。以下この条において同じ」を削り、同項第一号中「これらの者」を「その者」に改め、同条第二十四項中「及び第二十六項」を削り、同条第二十六項中「非課税口座廃止届出書の」の下に「第十六項に規定する」を加える。

第三十七条の十四の二第五項第一号中「設定しよう」を「開設しよう」に、「。以下この条」を「。第十七項から第十九項まで及び第二十六項」に、「設定された」を「開設された」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「設定」を「開設」に改め、同条第八項第一号イ及びロ並びに第二号中「設定した」を「開設した」に改め、同条第十二項中「含む。以下この条」を「含む。次項、第十五項及び第十六項」に改め、同条第二十項中「で、その者の第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類の提示又はその者の同項に規定する特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削り、同条第二十三項中「未成年者口座廃止通知書を添付した」を削り、「未成年者口座開設届出書」の下に「に添付して提出される未成年者口座廃止通知書」を加え、同条第二十九項ただし書中「これらの者」を「その者」に改める。